

平成 27 年 11 月 25 日

各 位

東京都目黒区大橋一丁目5番1号
 株式会社 S J I
 代表取締役社長 劉 天泉
 (JASDAQ: 2315)
 問合せ先:
 執行役員 管理統轄本部 総務人事本部長
 矢沼 克則
 TEL 03-5657-3000 (代表)

社内調査委員会の設置に関するお知らせ

当社は、本日付で社内調査委員会を設置しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社内調査委員会の設置の目的

当社は、平成27年8月7日の社外委員会からの検証報告書を受領後、企業風土のあり方を抜本的に変革し、コーポレートガバナンスの強化およびコンプライアンス体制を再構築すべく、再発防止策および内部管理体制の整備と運用に取り組んでおります。内部管理体制の整備において、国内および海外におけるハードウェア取引における李元取締役の返済原資と株式会社キング・テックへの貸付金の関連性を含む過去の取引の適切性について再度点検を行ってまいりました。点検の結果、取引の適切性に関してより深い調査が必要と判断しました。また、社内での調査では限界があることから、第三者による客観的な視点でさらなる調査が必要であると判断し、外部委員を含む社内調査委員会を設置いたしました。

2. 社内調査委員会の委員について

当委員会は、以下の3名の委員により構成します。

委員の選定においては、当社と利害関係を有しない外部有識者であるとともに、これまでの調査に携わっておらず、不正調査事案についての知見と豊富な経験を有する弁護士の大橋 君平氏（松田綜合法律事務所）および弁護士の兼定 尚幸氏（松田綜合法律事務所）を選任し、大橋氏が委員長を務めます。これまでの社外・社内における調査結果にとらわれず、客観的かつ新たな視点で、より徹底した公正な調査を実施いたします。また、特設注意市場銘柄に指定されている状況下、調査を迅速に終わらせ早期に疑義を払拭するため、当社からも内部監査室長である鎌田 俊一郎を委員に選任いたしました。

委員長	弁護士	大橋 君平	松田綜合法律事務所
委員	弁護士	兼定 尚幸	松田綜合法律事務所
委員		鎌田 俊一郎	株式会社S J I 内部監査室長

3. 今後の見通し

当該調査の完了時期は現時点では未定であります。完了次第調査結果を開示いたします。また調査の過程で開示すべき事項が発生した場合においても速やかに開示いたします。なお、現時点では本件調査を行うことによる過年度決算の訂正は想定しておりません。また、調査の結果によっては必要に応じて適切に対処してまいります。

以 上

【ご参考：これまでの調査の経緯】

	調査の主体	時期	調査の内容等
1	第三者委員会 (弁護士)	H26/10/10 ～ H27/01/30	<ul style="list-style-type: none"> ■SJI グループの国内および海外におけるハードウェア取引の実態について ■李元取締役が会計処理手続を経ずに SJI-HK による債務保証を行ったことについて ■李元取締役による SJI 内部の承認手続を経ない借入金について <p>平成 27 年 1 月 30 日開示 「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」</p>
2	社内調査 (SJI 社員)	～ H27/01/30	<ul style="list-style-type: none"> ■外部日本法人に対する貸付金の評価について ■李元取締役および関連日本法人に対する債権の評価について ■香港の投資会社からの借入金に係る遅延損害金について ■SinoCom株式の取得に関連して支出した仮払金の評価の見直し <p>平成 27 年 1 月 30 日開示 「第三者委員会の調査結果および当社独自の調査結果をふまえた過年度業績への予想される影響額に関するお知らせ」</p>
3	ガバナンス強化委員会、ガバナンス対策タスクフォース (SJI 役職員および弁護士)	H27/01/30 ～ H27/06/24	<ul style="list-style-type: none"> ■国内および海外におけるハードウェア取引を始めとする取引協力会社等の関連先の概要および李元取締役との関係等の調査 ■国内および海外におけるハードウェア取引における李元取締役の返済原資に関する調査等 ■平成 25 年 7 月 30 日付品川税務署長名義の「消費税および地方消費税の加算税の賦課決定通知書」の送付を受けた後の SJI の対応について <p>平成 27 年 6 月 24 日開示 「再発防止策及び法令遵守体制の整備等の改善措置の実施状況並びに今後の方針等に関するお知らせ」</p>
4	社外委員会 (弁護士および会計士)	H27/01/30 ～ H27/08/07	<ul style="list-style-type: none"> ■上記 1 第三者委員会の調査を受けた検証 ■李元取締役が行った各不正取引に関与した者が他にいなかったかについて <p>平成 27 年 8 月 7 日開示 「社外委員会からの検証報告書の受領に関するお知らせ」</p>
5	内部管理体制整備に伴う過去の取引の再点検 (SJI 社員)	H27/08/07 ～ H27/11/26	<ul style="list-style-type: none"> ■国内および海外におけるハードウェア取引における李元取締役の返済原資に関する株式会社キング・テックへの貸付金の件および過去の委員会において委嘱範囲外であった過去の当社の取引の適切性に関して
	社内調査委員会 (弁護士および SJI 社員)	H27/11/26 ～	<ul style="list-style-type: none"> ■第三者による客観的な視点でさらなる調査が必要と判断し、社内調査委員会を設置